

第4部 東海地震事前対策

第1章 対策の方針

第1節 東海地震災害事前対策の目的

【総務部】

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度6以上と予想される地域が、強化地域として指定され、平成14年4月24日の追加指定を経て、1都7県157市町村（平成24年4月1日現在）となっている。

都においては、新島村、神津島村及び三宅村が、指定されている。

一方、当市の市域は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されることから、強化地域として指定されておらず、大震法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5弱程度の揺れであっても、局地的にかなりの被害が発生することが予想されるとともに、市は、強化地域から約30km圏内にあることから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、強化地域に指定されていない当市の市域における事前対策について必要な事項を「東大和市地域防災計画第4部東海地震事前対策」として定め、市、都及び各防災機関が一体となって東海地震災害に対する事前対策の推進を図ることを目的とする。

- 1 この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、都、市及び各防災機関のとるべき事前対策の基本的事項を定める。
- 2 市及び各防災機関等は、この計画に基づいてそれぞれ必要な具体的計画を定め、事前対策を実施する。

※ 気象庁は、平成29年11月から南海トラフ全域で地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始している。当該情報が発表された場合は、原則、「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた上で対応することとする。

第2節 基本的な考え方

【総務部】

- 1 東海地震発生の際、多摩地区は震度5弱（地域によって5強）程度とされていることから、警戒宣言が発せられた場合においても、市域においては都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、①警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置、②東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に対策を講じ

る。

- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を行う旨の意志決定を行った場合に実施すべき対策も盛り込む。
- 3 東京都震災対策条例に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識のなかに、より浸透するための支援策等を講じる。
- 4 この計画に記載のない東海地震の事前対策については、第2部「施策ごとの具体的計画」に基づき実施する。
- 5 本計画は、次の事項に留意し策定した。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日、及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、別個の対応をとることとする。
 - (2) 警戒宣言が発せられた時点には、地震の発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。
 - (3) 都及び各防災機関、並びに隣接市等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 前提条件

【総務部】

本計画策定に当たっては、次の前提条件をおいた。

- 1 東海地震が発生した場合、東京都防災会議が発生した震度分布予想によると、当市の予想震度は、震度5弱程度（ただし、河川沿い及び人工改変地の盛土部分は震度5強に近い震度）である。
(資料編 資料第67「気象庁震度階級関連解説表」P.資-96)
- 2 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は、大きく様相が異なることが予想される。
このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。
ただし、各機関において対策を遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

第2章 関係防災機関の業務大綱

市、都、指定地方行政機関及び指定公共機関等が実施する業務及び措置は、おおむね次のとおりである。

第1節 東大和市

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
市 (総 務 部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び災害対策本部に関すること。 2 東海地震対策の連絡調整に関すること。 3 東海地震に係る災害の予防、応急対策に関すること。 4 地震予知情報等の収集伝達に関すること。 5 住民等に対する防災対策の指導に関すること。

第2節 東京都関係機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北多摩北部 建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防に関すること。 2 道路及び橋りょうの保全に関すること。
多摩立川保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療に関すること。 2 保健衛生に関すること。 3 医療機関等の被災状況及び機能回復状況に関すること。
東大和警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種情報等の収集、連絡に関すること。 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。 3 交通の混乱等の防止に関すること。
北多摩西部消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種情報等の収集、連絡に関すること。 2 災害の予防、警戒に関すること。 3 住民等に対する指導に関すること。 4 事業所の消防計画、危険物施設の予防規程等に関すること。
都水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関すること。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。

第3節 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 立川出張所	金融の確保に関すること。
関東農政局	主要食料の需給に関すること。

第4節 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第1師団 第1後方支援連隊 輸 送 隊	東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事。

第5節 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
NTT東日本 東京西支店	電報、電話等の通信の確保に関する事。
東京電力多摩支店	1 電力施設等の建設及び安全確保に関する事。 2 電力需給に関する事。
東京ガス多摩支店	1 ガスの供給に関する事。 2 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の保全に関する事。
日本通運多摩支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送の準備に関する事。
日本赤十字社 東 京 都 支 部	1 救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関する事。 2 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。
武蔵村山郵便局	郵便、為替貯金、簡易保険各事業の運行管理並びにこれら施設等の保全に関する事。

第6節 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
西 武 鉄 道 多摩都市モノレール	1 鉄道輸送に関する事。 2 鉄道施設の保全に関する事。
東 大 和 市 医 師 会	1 医療及び助産活動に関する事。 2 傘下医療機関との連絡調整に関する事。
東 大 和 市 歯 科 医 師 会	1 歯科医療に関する事。 2 傘下歯科医療機関との連絡調整に関する事。
東 大 和 市 薬 剤 師 会	医薬品の管理、調剤及び服薬指導に関する事。

第3章 災害予防対策

第1節 広報及び教育

【企画財政部・学校教育部・東大和警察署】

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

市は、市民が東海地震に対して的確な行動がとれるように不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

1 広報

【企画財政部】

地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から、警戒宣言の内容・予想震度・警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

1-1 基本的流れ

広報の基本的流れは、①平常時、②東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災まで、④東海地震注意情報が解除された時とする。

また、市では、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒防止等安全対策とともに民心の安定のための広報活動を中心に行う。

1-2 実施事項

- (1) 東海地震についての教育、啓発及び指導
- (2) 東海地震に関する観測情報・注意情報についての広報
- (3) 東海地震注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- (4) 東京の予想震度、被害程度
- (5) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- (6) 民心の安定のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
- (7) 気象庁が、東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれがなくなると認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

主な例を示すと次のとおりである。

- ① 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - ア 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - イ 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - ウ その他防災上必要な事項
- ② 道路交通の混乱防止のための広報
 - ア 警戒宣言時の交通規制の内容
 - イ 自動車利用の自粛の呼びかけ
 - ウ その他防災上必要な事項
- ③ 電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - ア 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
 - イ 回線の輻輳と規制の内容

- ④ 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - ア 生活関連物資取扱店の営業
 - イ 生活物資の流通状況及び買い急ぎの自粛
- ⑤ 預貯金引き出し等による混乱防止のための広報
 - 金融機関の営業状況及び急な引き出しの自粛
- ⑥ その他の広報
 - 電気、ガス等の使用上の注意

1-3 広報手段

- (1) インターネット、メール等による速報的な広報
- (2) 防災行政無線、広報車、パンフレット等による地域的・現場的広報

1-4 広報の方法

- (1) 印刷物による広報
 - 「東大和市報」をはじめ、各防災機関が、各種印刷物により防災知識の普及を図る。
- (2) インターネット等による広報
 - ホームページ等に速報情報を掲載し、混乱防止を図る。
- (3) 東大和市安全安心情報送信サービスで速報情報を発信し、混乱防止を図る。
- (4) 防災行政無線、広報車による広報
 - 緊急・最新の情報を直接市民に対して流すことで、混乱防止を図る。

2 教育指導

【学校教育部・東大和警察署】

2-1 児童・生徒に対する教育

市及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童・生徒に対する地震防災教育を実施し、保護者に対して連絡の徹底を図る。

(1) 教育指導事項

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 地震に関する基本的事項 | ④ 児童・生徒の下校時等の安全措置 |
| ② 教職員の分担業務 | ⑤ 学校に残留する児童・生徒の保護方法 |
| ③ 警戒宣言時の臨時休業措置 | ⑥ その他の防災措置 |

(2) 教育指導方法

- ① 児童・生徒に対しては、防災教育補助教材「防災ノート～災害と安全～」等に東海地震対策を盛り込み、防災教育を行う。
- ② 教職員に対しては、研修の機会を通じて、地震防災教育を行う。
- ③ 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

2-2 自動車運転者に対する教育

都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

(1) 教育指導事項

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 東海地震に関する基本的事項 | ③ 自動車運転者のとるべき措置 |
| ② 道路交通の概況と交通規制の実施方法 | ④ その他の防災措置等 |

(2) 教育指導の方法

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 運転免許更新時の講習 | ③ 自動車教習所における教育、指導 |
| ② 安全運転管理者講習 | |

第2節 事業所に対する指導 **【北多摩西部消防署・多摩立川保健所・都】**

1 事業所防災計画等の作成 **【北多摩西部消防署】**

事業所等にあつては、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画において、次の事項について検討し、定めておく。

(1) 防災体制の確立

自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

(2) 情報の収集伝達等

- ① テレビ、ラジオ等による情報の把握
- ② 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- ③ 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- ④ スーパー等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- ⑤ 顧客、従業員等に対する安全の確保

(3) 安全対策面からの営業の方針

- ① 劇場等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- ② 近距離通勤者に対する徒歩帰宅
- ③ その他消防計画等に定める事項の徹底

(4) 出火防止及び初期消火

- ① 火気使用設備器具の使用制限
- ② 危険物、薬品等の安全措置
- ③ 消防用設備等の点検
- ④ 初期消火態勢の確保

(5) 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2 事業所防災計画等に対する指導 **【北多摩西部消防署・多摩立川保健所・都】**

(1) 対象事業所

① 一般事業所

機 関 名	対 象 事 業 所
北多摩西部 消 防 署	ア 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所 イ 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

※ 北多摩西部消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、併せて関係機関も、それぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

② 特定事業所

機関名	対象事業所
北多摩西部 消防署	危険物施設のうち、予防規程を作成することとされている事業所
都環境局	ア 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガスを取り扱う次の事業所 （ア）第1種製造者 （イ）高圧ガス貯蔵所 （ウ）特定高圧ガス消費者 イ 火薬類取締法の適用事業所
多摩立川 保健所	ア 毒物劇物取締法の適用事業所 イ R I（ラジオアイソトープ）使用医療機関

(2) 事業所指導の内容

機関名	指導内容
北多摩西部 消防署	ア 消防計画等に定める事項 イ 予防規程（危険物施設）に定める事項 ウ 事業所防災計画に定める事項
都環境局	ア 高圧ガス施設に係わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項 イ 火薬類取締施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項
多摩立川 保健所	ア 毒物、劇物施設に係わる対応措置に関する事項 （ア）貯蔵施設等の緊急点検 （イ）巡視の実施 （ウ）落下、転倒等による施設の損壊防止のため、特に必要がある応急的保安措置の実施 イ R I 使用医療機関に係わる対応措置に関する事項 （ア）使用施設、貯蔵施設、保管廃棄設備及び放射治療病室の安全点検と整備 （イ）R I の使用状況の把握 （ウ）新規使用に対する厳重管理の徹底 （エ）未使用R I の貯蔵室への格納確認 （オ）使用済R I の保管廃棄室への格納確認 （カ）R I 治療患者に対する発災後の管理体制の周知徹底 （キ）警戒宣言、地震予知情報等の収集、伝達

第3節 防災訓練の充実

【総務部・各防災機関】

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各防災機関別訓練を実施する。

区分	機関名	内 容												
総合防災訓練	市 (総務部)	<p>警戒宣言時において、市は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務がある。</p> <p>このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に市民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を実施する。</p> <p>そのために、必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力のかん養に努める。</p> <p>また、市は、防災体制の確立を図るため、防災の日（9月1日）を中心に都が実施する東京都総合防災訓練に参加し、共同して訓練を実施するよう努める。</p> <p>1 参加機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 市</td> <td>(3) 各防災機関</td> </tr> <tr> <td>(2) 消防署、警察署、消防団</td> <td>(4) 市民、関係団体等</td> </tr> </table> <p>2 訓練項目</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 非常招集訓練</td> <td>(3) 情報伝達訓練</td> </tr> <tr> <td>(2) 災害対策本部運営訓練</td> <td>(4) 現地訓練</td> </tr> </table>	(1) 市	(3) 各防災機関	(2) 消防署、警察署、消防団	(4) 市民、関係団体等	(1) 非常招集訓練	(3) 情報伝達訓練	(2) 災害対策本部運営訓練	(4) 現地訓練				
(1) 市	(3) 各防災機関													
(2) 消防署、警察署、消防団	(4) 市民、関係団体等													
(1) 非常招集訓練	(3) 情報伝達訓練													
(2) 災害対策本部運営訓練	(4) 現地訓練													
警備・交通対策訓練	東大和警察署	<p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため、各防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。</p> <p>1 参加機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 都各部局</td> <td>(2) 市</td> <td>(3) 市民及び事業所</td> </tr> </table> <p>2 訓練項目</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 部隊の招集・編成訓練</td> <td>(4) 通信訓練</td> </tr> <tr> <td>(2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む。）</td> <td>(5) 部隊配備運用訓練</td> </tr> <tr> <td>(3) 情報収集伝達訓練</td> <td>(6) 装備資器材操作訓練</td> </tr> </table>	(1) 都各部局	(2) 市	(3) 市民及び事業所	(1) 部隊の招集・編成訓練	(4) 通信訓練	(2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む。）	(5) 部隊配備運用訓練	(3) 情報収集伝達訓練	(6) 装備資器材操作訓練			
(1) 都各部局	(2) 市	(3) 市民及び事業所												
(1) 部隊の招集・編成訓練	(4) 通信訓練													
(2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む。）	(5) 部隊配備運用訓練													
(3) 情報収集伝達訓練	(6) 装備資器材操作訓練													
消防訓練	北多摩西部消防署	<p>警戒宣言時における防災体制の迅速・的確な確立を図るため、次により訓練を行う。</p> <p>1 参加機関等</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 消防団</td> <td>(3) 各防災機関</td> </tr> <tr> <td>(2) 市民及び事業所</td> <td>(4) 東京消防庁災害時支援ボランティア</td> </tr> </table> <p>2 訓練内容</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 非常招集命令伝達訓練</td> <td>(5) 震災署隊本部等運営訓練</td> </tr> <tr> <td>(2) 参集訓練</td> <td>(6) 通信運用訓練</td> </tr> <tr> <td>(3) 初動措置訓練</td> <td>(7) 部隊編成及び部隊運用訓練</td> </tr> <tr> <td>(4) 情報収集訓練</td> <td>(8) 消防団との連携訓練</td> </tr> </table> <p>3 実施回数 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>	(1) 消防団	(3) 各防災機関	(2) 市民及び事業所	(4) 東京消防庁災害時支援ボランティア	(1) 非常招集命令伝達訓練	(5) 震災署隊本部等運営訓練	(2) 参集訓練	(6) 通信運用訓練	(3) 初動措置訓練	(7) 部隊編成及び部隊運用訓練	(4) 情報収集訓練	(8) 消防団との連携訓練
(1) 消防団	(3) 各防災機関													
(2) 市民及び事業所	(4) 東京消防庁災害時支援ボランティア													
(1) 非常招集命令伝達訓練	(5) 震災署隊本部等運営訓練													
(2) 参集訓練	(6) 通信運用訓練													
(3) 初動措置訓練	(7) 部隊編成及び部隊運用訓練													
(4) 情報収集訓練	(8) 消防団との連携訓練													

区分	機関名	内 容						
その他 防災 機 関 訓 練	東京電力	大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、非常災害対策本部・支部の設 営、運営、情報伝達を主たる内容とする防災訓練を年1回以上実施する。 また、市が実施する総合防災訓練には積極的に参加する。						
	東京ガ ス	地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を年に1回以上実施す る。 <table border="1" data-bbox="352 488 1465 757"> <tr> <td>1 動員・非常体制の確立</td> <td>4 協力企業との連携</td> </tr> <tr> <td>2 災害時の措置に関し必要な事項 (1) ガス工作物の巡視・点検 (2) 供給停止の方法、工事の中断等</td> <td>5 顧客等に対する広報活動 6 地震予知情報（警戒宣言）の伝達、 警戒解除宣言に関わる措置</td> </tr> <tr> <td>3 防災設備・資材等の使用法、二次災 害の防止又は軽減措置</td> <td></td> </tr> </table>	1 動員・非常体制の確立	4 協力企業との連携	2 災害時の措置に関し必要な事項 (1) ガス工作物の巡視・点検 (2) 供給停止の方法、工事の中断等	5 顧客等に対する広報活動 6 地震予知情報（警戒宣言）の伝達、 警戒解除宣言に関わる措置	3 防災設備・資材等の使用法、二次災 害の防止又は軽減措置	
	1 動員・非常体制の確立	4 協力企業との連携						
	2 災害時の措置に関し必要な事項 (1) ガス工作物の巡視・点検 (2) 供給停止の方法、工事の中断等	5 顧客等に対する広報活動 6 地震予知情報（警戒宣言）の伝達、 警戒解除宣言に関わる措置						
3 防災設備・資材等の使用法、二次災 害の防止又は軽減措置								
西多摩都 武市モ 鉄ノレ 道ール	防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を、年1回以 上実施する。 <table border="1" data-bbox="352 846 1465 936"> <tr> <td>1 非常招集訓練</td> <td>3 旅客誘導案内訓練</td> </tr> <tr> <td>2 情報連絡訓練</td> <td>4 各担当業務に必要な防災訓練</td> </tr> </table> また、市、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防 災予防に関する知識及び技能の習得を図る。	1 非常招集訓練	3 旅客誘導案内訓練	2 情報連絡訓練	4 各担当業務に必要な防災訓練			
1 非常招集訓練	3 旅客誘導案内訓練							
2 情報連絡訓練	4 各担当業務に必要な防災訓練							
N T T 東 日 本	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練 を年1回以上実施する。 <table border="1" data-bbox="352 1126 1465 1384"> <tr> <td>1 警戒宣言等の伝達</td> </tr> <tr> <td>2 非常招集</td> </tr> <tr> <td>3 警戒宣言時の地震防災応急措置</td> </tr> <tr> <td>4 大規模地震発生時の災害応急対策</td> </tr> <tr> <td>5 避難及び救護</td> </tr> <tr> <td>6 その他必要とするもの</td> </tr> </table> また、市が実施する総合防災訓練には積極的に参加する。	1 警戒宣言等の伝達	2 非常招集	3 警戒宣言時の地震防災応急措置	4 大規模地震発生時の災害応急対策	5 避難及び救護	6 その他必要とするもの	
1 警戒宣言等の伝達								
2 非常招集								
3 警戒宣言時の地震防災応急措置								
4 大規模地震発生時の災害応急対策								
5 避難及び救護								
6 その他必要とするもの								

第4章 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震観測情報及び東海地震注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。

本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

第1節 東海地震観測情報発表時の対応

【総務部・各防災機関】

1 情報名、情報内容及び市・都・各防災機関の配備態勢

東海地震観測情報は、従来の解説情報及び観測情報の低レベルのものに相当する。

この情報の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて各部との連絡体制を確保する等必要な措置をおこなう。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちには評価できない場合等に発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。	連絡要員を確保する態勢

2 情報活動

都総合防災部は「情報監視態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行うとともに「東海地震に関する情報の連絡伝達系統図」により、市等に一斉連絡を行う。市・都・各防災機関は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

第2節 東海地震注意情報発表時の対応

【総務部・消防団・各防災機関】

1 情報名、情報内容及び市・都・各防災機関の配備態勢

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合、市・都・各防災機関は、担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

従来の「判定会招集連絡報」は廃止されたが、判定会の開催は注意情報の中で報じられる。

また、注意情報は本情報の解除を伝える場合にも発表される。

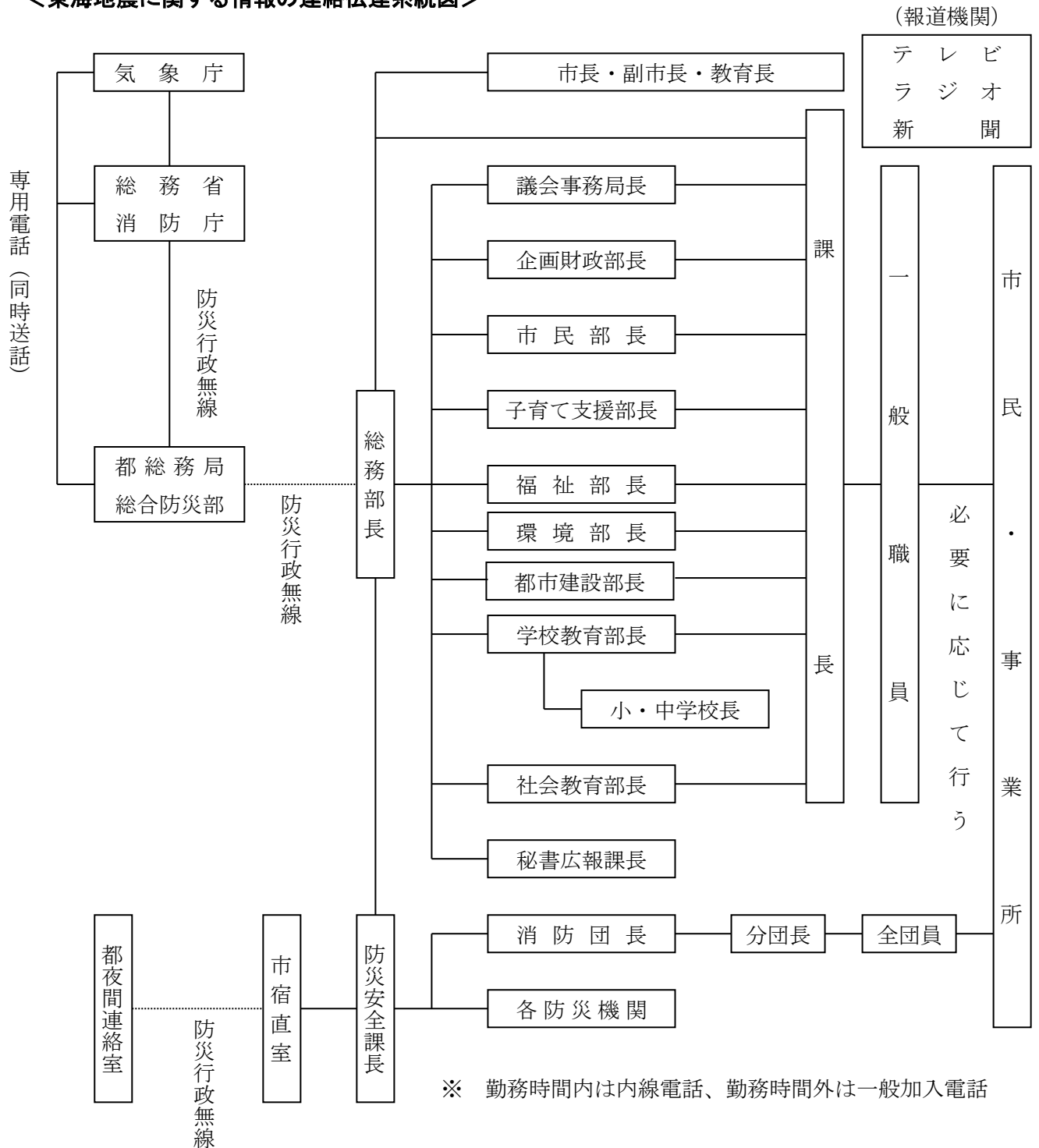
情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報	東海地震の前兆が高まったと認められる場合に発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

2 情報活動

都総合防災部は「情報連絡態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行うとともに「東海地震に関する情報の連絡伝達系統図」により、市等に一斉連絡を行う。

市では第2非常配備態勢をとり、情報の収集・伝達体制を確立する。

<東海地震に関する情報の連絡伝達系統図>



3 伝達体制

機 関 名	内 容
市 (総務部)	<p>(1) 総務部長（不在の場合は、防災安全課長）は、都総務局より注意情報の連絡を受けた時は、直ちにその旨を市長、副市長、教育長、及び部長等へ内線電話により伝達する。</p> <p>防災安全課長は、消防団長及び各防災機関等へ伝達する。</p> <p>(2) 各部長は、部内各課長等及び出先事務所等の長へ伝達する。</p> <p>(3) 各課長等（出先事務所等の長を含む。）は、一般職員（全員）に伝達するとともに、所管事務事業上特に伝達が必要な関係機関に対し周知する。</p> <p>(4) 一般市民への伝達は、原則として報道機関を通じて行うが、混乱防止のうえで特に必要と認めた場合は、報道開始後に防災行政無線、広報車等を利用して、冷静な行動を促す広報を行う。</p> <p>(5) 教育長は、市立学校長に情報を伝達する。</p> <p>(6) 勤務時間外における伝達態勢は、都夜間防災連絡室を通じて行われる。この場合、宿直者、防災安全課長、総務部長の順に伝達し、総務部長は、市長、副市長、教育長、各部長等へ伝達する。各部長においては、それぞれを起点とする連絡網を定めておく。</p>
東 大 和 警 察 署	東大和警察署は、警視庁から注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を署内及び管内交番等へ伝達する。
北多摩西部 消 防 署	北多摩西部消防署は、注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内及び出張所等に伝達する。
その 他 の 防 災 機 関	都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

4 伝達事項

- (1) 市及び各防災機関は、都総合防災部からの注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとるよう伝達する。
- (2) 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。

5 活動体制

注意情報が発せられた場合、市及び各防災機関は、市災対本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え、必要な防災体制をとるものとする。

(1) 市・消防団・東大和警察署・北多摩西部消防署

機 関 名	内 容
市 (総務部)	<p>① 市災対本部の設置準備 市は注意情報を受けた場合、直ちに情報の収集・伝達体制を確立するとともに、市災対本部の設置準備に入る。 なお、夜間・休日等の勤務時間外に注意情報を受けたときは、職員が参集するまでの間、宿直室において対応するものとする。</p> <p>② 職員の参集 職員の参集は、第2非常配備態勢をとる。 なお、動員伝達は、各部で定める情報伝達経路により指示するものとする。</p> <p>③ 掌握事務 市災対本部が設置されるまでの間、総務部防災安全課が各防災機関の協力を得て、次の事務を行う。 ア 注意情報の続報、東海地震予知情報及びその他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のための広報 ウ 都及び各防災機関との連絡調整</p>
消 防 団	<p>① 震災時活動態勢の発令 ② 全消防団員の非常招集 ③ 消防団本部の設置 ④ 震災消防活動部隊の編成 ⑤ 震災対策活動計画等、対策資料の準備</p>
東 大 和 警 察 署	<p>① 警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、東大和警察署長は現場警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに管内の警備指揮に当たる。</p> <p>② 署員の動員 署員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は注意情報の発表の事実を知ったときは、自所属に参集する。</p>
北多摩西部 消 防 署	<p>注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢が発令され、次の対応を行う。</p> <p>① 全消防署員の非常招集 ② 震災消防活動部隊の編成 ③ 救急医療情報の収集体制の強化 ④ 救助・救急資器材の準備 ⑤ 情報受信体制の強化 ⑥ 出火防止、初期消火等の広報の準備 ⑦ その他消防活動上必要な情報の収集</p>

(2) 各防災機関等

注意情報を受けた場合は、各防災機関は職員参集等、次のとおり実情に応じた防災体制をとる。

機 関 名	内 容
西武鉄道	注意情報発表の情報を受けた関係者は、警戒宣言の発令に備え、指定された場所に出動する。
多摩都市モノレール	情報を受けた場合、災害対策本部を設置し運行計画や旅客への周知等の対応を決定する。
N T T 東 日 本	注意情報の連絡を受けた場合、又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため、次の各号に掲げる事項について、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行う。 ① 通信疎通状況及び利用制限措置状況並びに代替となる通信手段の確保状況 ② 所轄する事業部門及び地域等における地震防災応急対策の実施状況 ③ 社員の確保及び避難の状況 ④ 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 ⑤ その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等

6 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、市民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。

なお、各現場で混乱発生の恐れが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行う。

テレビ、ラジオ等の各放送機関においては、注意情報を受けた時点から、社員の動員等を行い、報道解禁時から、警戒宣言までの間、通常番組の中断等をし、主として次により放送を行うこととしている。

報道機関が行う主な放送内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 注意情報の報道 (2) 注意情報に至った経過と今後の段取り (3) 家庭、職場での心得 (4) 情報に注意するよう呼びかけ (5) 地震予知のしくみ (6) 注意情報に至った観測データが発表された場合、その内容 |
|--|

7 注意情報時の混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれがあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市 (総務部)	(1) 対応措置の内容 ① 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 ② その他必要事項 (2) 対応機関 総務部(防災安全課)が、都、市各部及び各防災機関の協力を得て対処する。
東 大 和 警 察 署	(1) 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかける。 (2) 混乱の未然防止活動 混乱が発生するおそれがある施設、場所等に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合は、交通規制、整理誘導等を行う。
西 武 鉄 道	(1) 旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、掲示・放送等を活用し正確な情報提供に努める。 (2) 必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。
多摩都市 モノレール	(1) テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運行状況を報道する。 (2) 旅客の安全を確保するため、次の措置を講ずる。 ① 適切な放送を行い、旅客の冷静な対応と協力を要請する。 ② 必要に応じ乗車券の発売制限、改札規制等を行う。 (3) 管理部門から係員を駅に派遣し、旅客扱い要員の増強を図る。 (4) 混雑状況に応じて、警察官に出動を要請する。
N T T 東 日 本	国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 (1) 情報収集と伝達 (2) 通信の利用制限等の措置 (3) 災害用伝言ダイヤルの提供準備 (4) 対策要員の確保及び広域応援 (5) 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 (6) 通信建物、設備等の巡視と点検 (7) 工事中の設備に対する安全措置 (8) 社員の安全確保 (9) 医療施設及び研修施設等における対策

(資料第67「気象庁震度階級関連解説表」P.資-96～100)

第5章 警戒宣言時の応急活動体制

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。

また、本情報の解除を伝える場合にも発表される。東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び住民は一致協力して、地震防災応急対策、及び災対法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、都、市及び各防災機関は、防災対策の中核機関として、それぞれ地震災害対策本部等を速やかに設置し、各種情報の収集・伝達等の地震防災応急対策等に当たるものとする。

第1節 活動体制

【総務部・各防災機関】

1 市の活動体制

(1) 市災対本部の設置

- ① 市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災対法第23条の規定に基づき、市災対本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- ② 市は、市災対本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、東大和警察署、北多摩西部消防署等の関係機関に通報する。

(2) 市災対本部の組織

市災対本部の組織は、災対法、東大和市災害対策本部条例、同施行規則、及び東大和市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。（第3部第1章「応急活動体制」参照）

(3) 市災対本部の所掌事務

- ① 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- ② 社会的混乱の発生防止及び混乱回避対策等の決定
- ③ 生活物資等の動向及び調達準備態勢の決定
- ④ 各防災機関の業務に係る連絡調整
- ⑤ 市民への情報提供

(4) 配備態勢

警戒宣言時における市職員の配備態勢は、第3部第1章に定める第2 非常配備態勢とする。

2 各防災機関の活動体制

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、本計画及び各々が定める防災計画の定めるところにより防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとる。
- (2) 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。
- (3) 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、市等が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力する。

3 相互応援協力

- (1) 警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるため、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。
- (2) 各防災機関等の長及び代表者は、都に対して応急措置の実施を要請し、若しくは応援を求めようとするとき、又は市若しくは他の防災機関等の応援のあつ旋を依頼しようとする時は、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理する。
 - ① 応援を求める理由（あつ旋を求める理由）
 - ② 応援を希望する機関名（応援のあつ旋を求めるときのみ）
 - ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ④ 応援を必要とする日時、期間
 - ⑤ 応援を必要とする場所
 - ⑥ 応援を必要とする活動内容
 - ⑦ その他必要な事項

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

【企画財政部・総務部・消防団・各防災機関】

各防災機関は警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

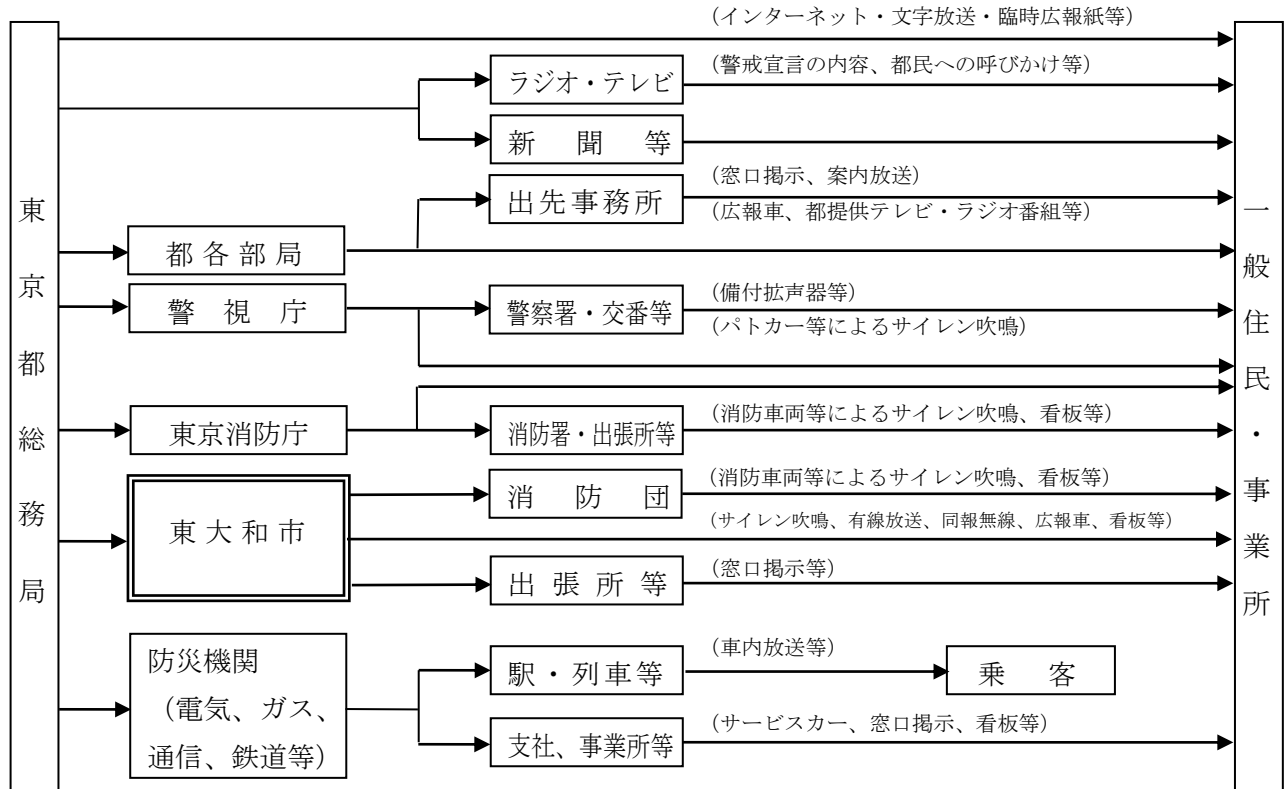
本節では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

1 警戒宣言の伝達等

1-1 関係機関への伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、第4章第2節「2 情報活動」に準じて行うものとする。

1-2 一般市民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段

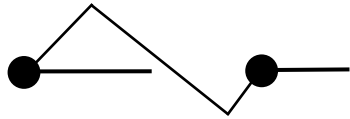


1-3 伝達態勢

機関名	内 容
市 (総務部)	① 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を部内各部課、出先事業所に伝達するとともに、教育委員会を通じて市立小・中学校に伝達する。 ② 一般市民に対しては、警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、並びに広報車等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。
消防団	① 消防団長は、市総務部防災安全課又は消防署から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに団員に伝達する。 ② 消防団は、市と協力して消防ポンプ車のサイレンを吹鳴し、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
東 警 大 察 和 署	① 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに警察電話、警察無線及びその他の手段により署内及び交番等に伝達する。 ② 市と協力して、パトロールカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
北 消 多 防 摩 西 部 署	① 東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内及び各消防出張所等へ伝達する。 ② 市及び消防団と協力して、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。

機関名	内 容
市医師会	都医師会又は市から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにFAX及び有線電話等により所属会員に伝達する。
その他機関	都総務局又は市から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに部内及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン

警 鐘	サイレン
(5点) ●●●●● ●●●●●	(約45秒)  (約15秒)
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

1-4 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ① 警戒宣言の内容
- ② 東京での予想震度
- ③ 防災対策の実施の徹底
- ④ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

【企画財政部】

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳等の混乱も考えられる。これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を活用した都の広域的な広報のほか、各防災機関及び市が広報活動を実施する。

各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災対本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災対本部は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

2-1 広報

(1) 市の広報

市災対本部は、警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。

特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。

① 広報項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- ウ 防災措置の呼びかけ

(ア) 火の注意 (イ) 水の汲み置き (ウ) 家具類の転倒・落下・移動防止等

- エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

② 広報の実施方法

防災行政無線、広報車及び自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

警戒宣言時の広報案文

こちらは、東大和市災害対策本部です。
本日、内閣総理大臣から、東海地震の「警戒宣言」が発せられました。
今後、2、3日以内（数時間以内）に駿河湾沖を震源とする大規模な地震が発生するおそれがあります。
この地震が発生すると、多摩地区では震度5弱程度の地震になると予想されます。
市では、地震に対する準備体制を確立しておりますので、市民の皆さんは、テレビ・ラジオ等に注意し、落ち着いて行動してください。

(2) 各防災機関の広報

① 広報項目

市民及び施設利用者に対する広報項目は、次のとおりである。

- ア 市民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- イ 各防災機関の措置状況並びに市民及び施設利用者に対する協力要請

② 広報の実施方法

- ア 各防災機関は、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達を具体的に定めておく。
- イ この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。
- ウ 顧客等への伝達は、反復継続して行う。
- エ 広報文は都の広報文例集を参考にする。

2-2 報道機関への発表

警戒宣言時、市民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう報道機関に対して、予想される地震や防災機関の対応及び社会的状況等各種、情報の提供を行う。

2-3 放送要請

警戒宣言時において、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要が生じ、かつ通信手段も十分でない場合は、都を通じて放送機関に放送要請する。

第3節 消防、危険物対策

【総務部・各防災機関】

1 消防対策

【総務部・北多摩西部消防署】

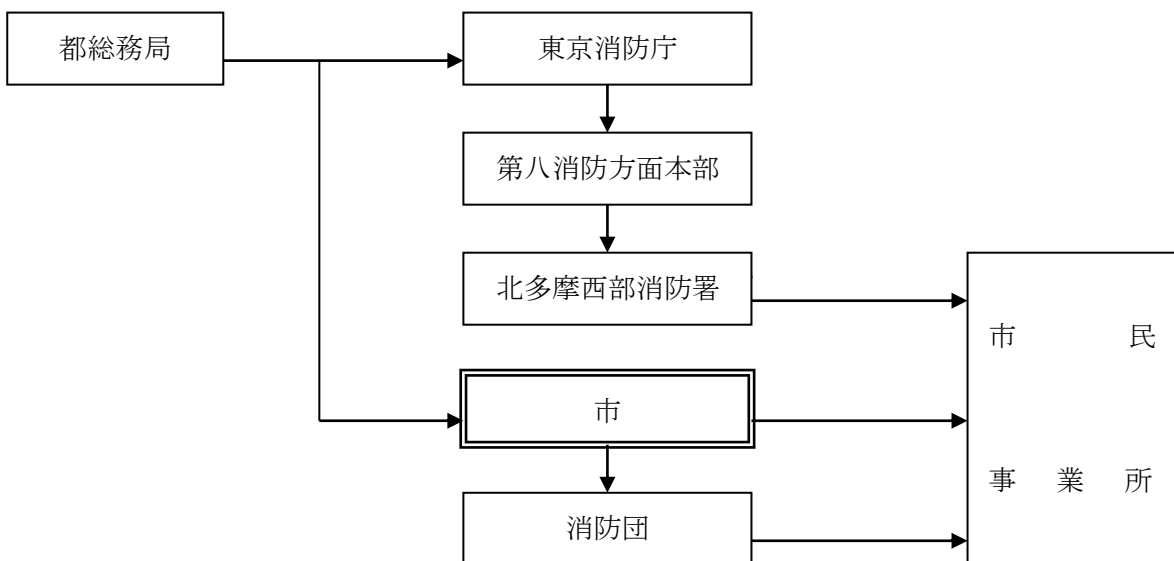
(1) 活動態勢

北多摩西部消防署は、警戒宣言発令時は、主に次の対策をとる。

- ① 全消防職員の非常招集
- ② 震災消防活動部隊の編成
- ③ 各防災機関への職員の派遣
- ④ 救急医療情報の収集体制の強化
- ⑤ 救助・救急資器材の準備
- ⑥ 情報受信体制の強化
- ⑦ 高所見張員派遣
- ⑧ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ⑨ その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 情報連絡態勢の確立

① 地震予知情報等の伝達ルート



② 伝達方法

市民、事業所に対しては、サイレン、広報車等により、他の防災機関と協力して情報を伝達する。

(3) 市民、事業所に対する呼びかけ

対象	事項	内容
市民	情報の把握	テレビ、ラジオや消防、警察、市からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	① 家具類、ガラス等の安全確保 ② ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報の収集伝達等	① テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 ② 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達 ③ スーパーマーケット等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 ④ 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続、停止及び退社等	① 劇場等、不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 ② 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 ③ その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止及び初期消火	① 火気使用設備器具の使用制限 ② 危険物、薬品等の安全措置 ③ 消防用設備等の点検 ④ 初期消火態勢の確立
	危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2 危険物対策

(1) 石油类等危険物の取扱施設

機関名	内容
北多摩西部消防署	<p>予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <p>① 操業の制限又は停止 ② 流出拡散防止資器材等の点検、配置 ③ 緊急遮断装置等の点検、確認 ④ 火気使用の中止又は制限 ⑤ 消防用設備等の点検確認</p>

(2) 化学薬品等取扱施設

機関名	内 容
北多摩西部消防署	学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 ① 転倒、落下、移動、流出拡散防止等の措置 ② 引火又は混合混触等による出火防止措置 ③ 化学薬品等取扱いの中止又は制限 ④ 火気使用の中止又は制限 ⑤ 消防用設備等の点検、確認

(3) 毒物・劇物取扱施設

機関名	内 容
多摩立川保健所	毒物劇物営業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。 ① 貯蔵施設等の緊急点検 ② 巡視の実施 ③ 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置

(4) 放射性物質取扱施設

機関名	内 容
多摩立川保健所	① R I の管理測定班の編成 市内のR I 使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための活動を行うR I 管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い必要に応じ、直ちに出勤できる体制を整える。 ② R I 使用医療機関に対する指導 ア 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設及び放射線治療病室等の安全点検と補修 イ R I 使用状況の把握 ウ 未使用R I 及び使用済R I の保安確認 エ R I 治療患者の管理体制の徹底周知 オ 地震予知関連情報の収集

(5) 危険物輸送

機関名	内 容
東警察和署	警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。 ① 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 ② 危険物及び保管施設に対する警戒強化
北多摩西部消防署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。 ① 出荷、受入れの停止又は制限 ② 輸送途中車両における措置の徹底

第4節 警備、交通対策

【都市建設部・北多摩北部建設事務所・東大和警察署】

1 警備対策

機関名	内 容
東大和警察署	<p>(1) 警備部隊の配備 混乱の恐れのある駅、主要交差点等の実態を考慮し、必要により部隊を配備する。</p> <p>(2) 治安維持活動 通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、市民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。</p> <p>① 市内の実態把握に努める。</p> <p>② 正確な情報の収集及び伝達を図り、市民の不安要素を解消する。</p> <p>③ 不法事案の予防及び取締りを実施する。</p>

2 交通対策

(1) 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。

基本方針	<p>① 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。</p> <p>② 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。</p> <p>③ 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。</p> <p>④ 緊急交通路は、優先的に確保する。</p>
------	---

(2) 運転者等のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合に、運転者にとるべき措置の周知徹底に努めること。

- ① 走行中の運転者がとるべき措置
 - ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速で走行する。
 - イ カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。
 - ウ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。
 - エ バス、タクシー及びその他都民生活上やむを得ず走行する車両は、東京都地域防災計画、事業所防災計画等であらかじめ定められた計画に従って、安全な方法で走行する。
 - オ 危険物を運搬中の車両は、法令等で定められている安全対策を速やかに実行する。
 - カ 現場の警察官の指示に従う。
- ② 駐車中の車両の運転者にとるべき措置
 - ア 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は、極力使用しない。
 - イ 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車する場合は、道路の左側に寄せて停車し、エンジンを切ること。この場合、エンジンキーは付けたままにし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- ③ 車両による避難の禁止
警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しない。

(3) 交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、次の規制を行う。

- ① 都県境
神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については、原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱が生じない限り制限は行わない。
埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については、規制しない。
- ② 環状7号線の内側の道路
都心に向かう車両は極力制限する。
- ③ 緊急交通路
第一京浜 第二京浜 中原街道 目黒通り 甲州街道 川越街道 高島通り 中山道 北本通り 日光街道 水戸街道 蔵前橋通り 京葉道路東京環状線(国道16号線)の13路線については、必要に応じて車両の通行を制限する。
- ④ 高速自動車国道・首都高速道路
状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前記①の交通制限に準ずる。

(4) 交通対策の実施

警戒宣言が発せられた後、速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置して次の任務を行う。

- ① 交通整理及び誘導
- ② 交通規制の実施
- ③ 交通情報の収集
- ④ 運転者に対する交通情報の提供

⑤ 運転者のとるべき措置の指導等

(5) 緊急通行車両等の確認等

警察署や緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

(6) 交通対策用資器（機）材の活用

警戒宣言が発せられた場合は、震災対策用としての集中制御可変標識、交通情報板、防災型信号機、交通規制用資器（機）材等を効果的に活用する。

3 道路管理者等のとるべき措置

機関名	内 容
市北多摩（都市建設部）建設事務所	<p>(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急道路障害物除去路線等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急点検を実施する。</p> <p>(2) 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。</p>

第5節 公共輸送対策

【企画財政部・総務部・各防災機関】

1 鉄道対策

(1) 情報伝達

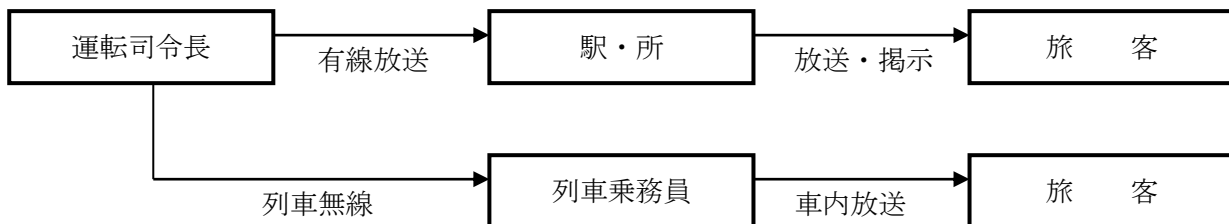
① 警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令時の運航措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

② 警戒宣言が発表されたとき

警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

情報伝達ルート及び伝達方法



(2) 列車運行措置

① 運行方針

各防災機関、報道機関との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

② 運行措置

機関名	警戒宣言当日	翌日以降
西武鉄道	警戒宣言が発せられたときは、通常ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。
多摩都市モノレール	情報の内容に応じて運行計画や旅客への周知等を対策本部が決定する。	

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

機関名	内 容
市（総務部）	① 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 ② 警戒宣言時において、鉄道機関及び東大和警察署からの情報をもとに、都内の電車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
北多摩西部消防署	平常時から、市内の各事業所に対して、従業員を退社させる場合は、時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導を行う。
西武多摩都市モノレール	① 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 ② 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 ③ 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

(4) 駅での対応

駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は、次の対応措置を講ずる。

機関名	内 容
西多摩都市モノレール	① 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 ② 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 ③ 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣する等の措置を行う。 ④ 状況により、警察官の応援を要請する。 ⑤ 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

(5) 主要駅等の警備

東大和警察署は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅、又は混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

(6) 列車の運転中止措置

鉄道機関及び市、東大和警察署、北多摩西部消防署は、一致協力し、(1)～(5)までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切に支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(7) その他施設管理等

鉄道各社は、次の措置を講ずる。

- ① 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。
- ② 防災資機材及び復旧資機材の整備を行う。
- ③ 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

2 バス、タクシー等対策

2-1 情報伝達

乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ、警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

2-2 運行措置

機関名	内 容
東京バス協会	(1) 路線バス ① 運行方針 各防災機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 ② 運行計画 ア 警戒宣言が発せられた時は、減速走行(一般道路 20km/h、高速道路 40km/h)を行う。 イ 減速走行、交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。

機関名	内 容
	ウ 危険箇所等を通る路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため、適切な措置をとる。 エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 (2) 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮する。
東 旅 協 都 個 人 タ ク シ ー 協 会	タクシー・ハイヤーは各防災機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。

2-3 混乱防止措置

(1) 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、都、警視庁、東京消防庁、バス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

(2) バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

第6節 学校、病院、福祉施設対策 【子育て支援部・福祉部・学校教育部】

1 学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）

(1) 注意情報発表時の対応

① 児童・生徒に対する伝達と指導

学校は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後又は地震後の授業の再開等について説明する。

児童・生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、あらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

② 注意情報が発表された時の学校における対応措置の保護者への周知

注意情報が報道されると、児童・生徒の保護者が、直ちに引取りに来校する事態が予想される。

学校においては、注意情報が発表された段階では授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置をとる。

したがって、学校は平素から、保護者に対して学校の対応策を周知徹底しておく。特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具類

の転倒・落下・移動防止等地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に児童・生徒を直ちに引取りに出る準備を整えるように打ち合わせておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置をとる。

(2) 警戒宣言時の対応

① 在校時

ア 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。

イ 警戒宣言が発せられた後、児童・生徒を、計画に従って、次のとおり帰宅させる。

種別	内 容
小・中学校	あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人(以下「保護者」という。)に帰宅先を確認してから引き渡す。 保護者に引き渡すまでは、学校において保護する。
高等 特別支援学校	個々に、帰宅経路手段(徒歩、自転車、バス、電車等)、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。 帰宅に当たっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。 遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。

② 校外指導時

ア 宿泊を伴う指導時(移動教室、修学旅行等)の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部又は災害対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。

イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校の措置をとる。帰校後、児童・生徒を在校時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校に避難すること等適宜の措置をとる。

強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡はアと同様の措置をとる。

(3) 学校におけるその他の対応策

① 児童・生徒を帰宅させた後、水の汲み置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

② 学校に残留し保護する児童・生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、予想される数量を把握し、各学校において準備するか、又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配する。

- ③ 残留する児童・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- ④ 残留する児童・生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、教育委員会等へ報告する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

- ① 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。
- ② 解除後の授業の再開の日時は、教育委員会が指示する。

2 幼稚園

(1) 注意情報発表時の対応

① 園児に対する伝達と指導

幼稚園は、注意情報が報道機関により報道された後、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言に関する判定会議が招集されたことが公表された場合の対応措置、解除宣言後又は地震後の保育の再開等について説明する。

園児の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、あらかじめ定めた引渡計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

② 注意情報が発表された時の幼稚園における対応措置の保護者への周知

注意情報が報道されると、園児の保護者が、直ちに引取りに来園する事態が予想される。

幼稚園においては、注意情報が発表された段階では保育を継続し、警戒宣言に関する判定会議が招集されたことが公表された後に保育を中止して帰宅の措置をとる。

したがって、幼稚園は平素から、保護者に対して幼稚園の対応策を周知徹底しておく。特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止等地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言に関する判定会議が招集されたことが公表された場合に園児を直ちに引取りに出る準備を整えるように打ち合わせておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取りに来園した場合は、園長の責任において臨機の措置をとる。

(2) 警戒宣言に関する判定会議が招集されたことが公表された時及び震度5弱以上の地震であることが公表された時の対応

① 在園時

ア 保育を中止する。また、スクールバスも運行を中止する。

イ ただちに保護者のお迎えをお願いし、園児を計画に従って、次のとおり帰宅させる。

種別	内 容
幼稚園	あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者に帰宅先を確認してから引き渡す。 保護者に引き渡すまでは、幼稚園において保護する。

② 園外指導時

ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部又は災害対策本部の指示に従う。

また、速やかに幼稚園へ連絡をとり、園長は、対応の状況を保育課に報告するとともに、保護者への周知を図る。

イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰園の措置をとる。帰園後、園児を在園時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰園することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校に避難すること等適宜の措置をとる。

強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。保育課への報告、保護者への連絡はアと同様の措置をとる。

(3) 幼稚園におけるその他の対応策

① 園児を帰宅させた後、水の汲み置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

② 幼稚園に残留し保護する園児のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、幼稚園において準備するか、又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配する。

③ 残留する園児の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。

④ 残留する園児の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、保育課へ報告する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

① 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。

② 警戒解除宣言の翌日から、保育を再開する。

3 その他施設

(1) 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおり診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて、適切に対処するものとする。

機 関 名	外 来 診 療	入 院 患 者	手 術 等
東大和市医師会 〔民間病院〕 〔診療所〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。
東大和市歯科医師会 〔民間病院〕 〔診療所〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。		医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ① 建物、設備の点検・防災措置 | ④ 非常用設備、備品の点検及び確保 |
| ② 危険物の点検・防災措置 | ⑤ 職員の分担業務の確認 |
| ③ 落下物の防止 | ⑥ 備蓄医薬品の点検・防災措置 |

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜連絡する。

4 福祉・児童施設等

(1) 保育施設、学童保育所、児童館、子ども家庭支援センター、通所施設

① 園児・利用者の扱い

ア 園児・利用者は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。

なお、警戒解除宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。

イ 引き取りのない利用者、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、園・施設で保護する。

② 防災措置

ア 施設設備の点検

イ ライフラインの点検

ウ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

エ 食料、飲料水、ミルク等の確保

オ 医薬品等の確保

カ 医療的ケアに必要な物品等の確保

③ その他

ア 園児・利用者の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

イ 職員・園児・保護者等の防災教育を行う。

(2) 入所施設

利用者は施設内で保護する。このために、次の措置を講じる。

① 施設設備の点検

② ライフラインの確認

③ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

④ 食料、飲料水の確保

⑤ 医薬品の確保

⑥ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保

⑦ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知

⑧ 関係機関との緊密な連絡・連携

⑨ 医療的ケアに必要な物品等の確保

第7節 不特定多数の者が集まる施設の対策

【市民部・子育て支援部・社会教育部・北多摩西部消防署】

劇場等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講ずる。

機関名	対象施設	対 応 措 置
市 (市民部) (子育て支援部) (社会教育部)	市民会館	<ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられると同時に、指定管理者と連絡を取り、指定管理者は市の指示に従う。 指定管理者は利用者へ警戒宣言の情報を伝達し、利用者の安全を確保し、施設利用の自粛を要請する。 指定管理者は職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。 指定管理者と調整し、指定管理者の危機管理マニュアルとの整合性を図るとともに、本計画の周知を図る。
	市民体育館	<ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられた場合、指定管理者と連絡を取り、指定管理者は市の指示に従う。 指定管理者は市民体育館、市民プール、桜が丘市民広場、上仲原公園運動施設の利用者へ警戒宣言の情報を伝達し、利用者の安全を確保し、施設利用の自粛を要請する。 指定管理者は職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。 エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導する。
	公民館 図書館 市民センター 児童館 子ども家庭支援センター	<ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられた場合、図書館等個人利用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者に直接、体育館等団体利用（貸切）形態をとる施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。 エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導する。
	郷土博物館	<ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられると同時に閉館する。 在館者に警戒宣言の情報を伝達し、職員の誘導により退館させる。 職員を担当部署に配置し、施設の安全を確認のうえ、保安要員を確保する。 エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導する。
北多摩西部消防署	消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。	
	集会場施設等	<ol style="list-style-type: none"> 火気使用の中止又は制限 消防用設備等の点検及び確認 避難施設の確認 救急処置に必要な資材の準備 営業の中止又は自粛 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的に運用するよう指導する。 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導

北 多 摩 西 部 消 防 署	中高層ビル	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対しての、ブロックごとに必要な情報の伝達及び、時間差を設けての誘導 7 エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転中止及び避難時の階段利用
--------------------------------------	-------	--

第8節 電話、通信対策

【NTT東日本】

1 警戒宣言時の輻輳防止措置

機関名	区分	対応措置
N T T 東 日 本	電 話	警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 (1) 確保する業務 ① 各防災機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 ② 街頭公衆電話からの通話 (2) 可能な限りにおいて取り扱う業務 ① 一般加入電話からのダイヤル通話 ② 各防災機関等から緊急な要請への対応 ア 故障修理 イ 臨時電話、臨時専用回線等の開通 (注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。
	電 報	警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 (1) 確保する業務 非常、緊急扱い電報 (2) 可能な限りにおいて取り扱う業務 一般電報の発信及び電話による配達

2 広報

機関名	対 応 措 置
N T T 東 日 本	<p>(1) 警戒宣言時において、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。</p> <p>① 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段</p> <p>② 電報の受付及び配達状況</p> <p>③ 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況</p> <p>④ 営業窓口における業務実施状況</p> <p>⑤ お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況を含む。）</p> <p>⑥ その他必要とする事項</p> <p>(2) 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。</p>

3 防災措置の実施

機関名	対 応 措 置
N T T 東 日 本	<p>警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 警戒宣言等の伝達</p> <p>(2) 警戒宣言のお客様等への周知</p> <p>(3) 対策要員の確保</p> <p>(4) 社外機関との協調</p> <p>(5) お客様及び社員等の安全確保</p> <p>(6) 地震防災応急対策業務の実施</p>

第9節 電気、ガス、上下水道対策

【都市建設部・都水道局・東京電力・東京ガス】

1 電気

【東京電力】

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

(2) 人員、資機材の点検確保

① 要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知った時には、速やかに所属する事業所に参集する。

また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

② 資機材の点検確保

非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両等を整備、確保をする。

(3) 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

(4) 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

2 ガス

【東京ガス】

2-1 ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社体制を確立する。

2-2 人員、資機材の点検確保

(1) 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

(2) 資機材の点検確保

復旧工事用資機材の点検整備を行う。

2-3 広報活動等

(1) 広報内容

被害情報の提供（ガス供給停止発生地域、復旧の見通し等）

(2) 広報手段

テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びホームページ、FAX等

(3) 広報活動

NHK、民放各社、地域のケーブルTV、FMに「マイコンメーター復帰方法のビデオテープ」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様がご自身で復帰できるように復帰手順をご案内する。

(資料編 資料第68「ガスメーター復帰方法」P.資-101)

(資料編 資料第69「地震・災害時のガス供給状況の確認方法について」P.資-102)

(4) ガス施設 (東京ガス)

① 施設の現況

ガスを供給する主要施設は、製造施設であるLNG基地が4か所、ガスホルダーのある整圧所が12か所と、導管(総延長61,321km [平成31年3月末現在])からなる。

② 施設の安全化対策

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会・土木学会の諸基準及び日本瓦斯協会基準に基づいて行っている。

施設名	内容
製造施設	<p>ア 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。なお、津波対策については国の中央防災会議の指針を受け、必要に応じて対策を実施する。</p> <p>イ 緊急遮断弁、防・消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。</p>
供給施設	<p>ア 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。</p> <p>イ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーに緊急遮断弁を設置し、地震被害の程度等から供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしている。</p> <p>(ア) 導管網ブロック化</p> <p>地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。</p> <p>○ 低圧導管網の地区ブロック化 (Lブロック化)</p> <p>局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約300ブロックに分割している。</p> <p>なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備(地区ガバナ)には、構造物の被害との相関性の高いSI値を計測するセンサーを設置している。</p> <p>さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。</p> <p>○ 中圧導管網の地域ブロック化 (Kブロック化)</p> <p>中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合の備え、全供給区域を25ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。</p> <p>(イ) 放散塔の設置</p> <p>地震時のガスによる二次災害を抑止するため、導管内のガスを安全に大気中に放散する設備(放散塔等)を、工場・整圧所・幹線ステーションに設置している。</p>

施設名	内 容
通信施設	ア ループ化された固定無線回線の整備 イ 可搬型無線回線の整備
その他の安全装備	ア 地震計の設置 地震発生時、角地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには感震（遠隔）遮断装置を設置している。 イ 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。

③ 整備計画

東京ガス地震対策の基本方針に基づき、今後も以下の事項について整備する。

ア 製造施設

- (ア) 重要度及び災害危険度の大きな設備の耐震性はもともと高く設計されているとともに、必要に応じて耐震性を向上させ、適切な維持管理を行う。
- (イ) 防・消火設備、保安用電力等を維持管理し、二次災害の防止を図る。

イ 供給施設

- (ア) 導管を運用圧力別に高圧・中圧・低圧に区分し、各圧力に応じ最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- (イ) ほぼ全ての地区ガバナにセンサーを設置して揺れの大きさ（SI 値）を計測可能とし、ガスの圧力・流量も常時モニタリングする。この情報を解析し、被害推定を行い、必要な場合に地区ガバナを遠隔遮断し、地震被害が大きなLブロックを供給停止する防災システムを整備している。

3 上水道

【都水道局】

警戒宣言が発せられた場合、市の協力を得ながら次のとおり対処する。

(1) 飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、住民自らが当座の飲料水を確保し、地震の発災に備えるよう広報を行う。

	項 目	説 明
広報の内容	飲 料 水	ポリタンク、バケツ、その他の容器を利用する。
	水洗便所等の生活用水	浴槽等を利用する。
	飲 料 水 の 水 質	汲み置き水は覆い蓋等をかける。また、三角バケツの水は、新しい水に汲みかえる。
	貯留水の流出防止	汲み置き容器の転倒防止等、汲み置き水の流出防止策を講じる。
広 方 報 の 法	① 市防災行政無線を利用して放送する。 ② 広報車等をもって実施する。 ③ 指定給水装置工事事業者の店頭に掲示を依頼する。	

(2) 人員、資器材の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合、直ちに発災に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検の強化、及び応急資器材の点検整備等の実施に万全を期する等、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

(3) 施設等の保安措置

- ① 浄水所においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入を行わない。
- ② 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、汲み置きに対処できるよう調整する。
- ③ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- ④ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

4 下水道

【都市建設部】

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

施設等の保安措置

- ① 施設の被害を最小限に止め、汚水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、管渠施設について、巡視、点検の強化を、マンホールポンプについては停電時に備え、資器材等の点検、整備を行う。
- ② 工事現場では、工事を即時中断、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

第10節 生活物資対策

【市民部・都】

市は、警戒宣言発令時において、食料及び生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、小売店等に対し、顧客及び従業員の安全に十分配慮し、できるだけ営業を継続し、売り惜しみをしないよう要請する。

また、市民に対しては、スーパーマーケット、小売店等の営業状況及び買占め、買い急ぎをしないよう、防災行政無線、広報車等により呼びかけを行う。

なお、東京都中央卸売市場は、生鮮食料品の安定確保をするため、平常どおり市場を開催し、生鮮食料品の取引業務を行うこととしている。

第11節 金融対策

【企画財政部・市民部】

1 金融機関の対策

【企画財政部】

市は、警戒宣言発令時において、金融機関に対し、できるだけ窓口業務を確保するよう要請する。

また、市民に対しては金融機関の営業状況、及び急いで預金を引き出す必要のないことを、防災行政無線、広報車等により呼びかけを行う。

なお、金融機関は、顧客及び従業員、職員の安全に十分配慮し、店頭の顧客に対しては警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来客に備え、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて、告示するよう配慮する。

2 市税等の対応措置

【市民部】

- (1) 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、市税等の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。
- (2) 警戒宣言が発せられた後、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税等の減免及び期限の延長等適切な措置を講ずる。
都においても、都税について上記と同様な対応措置をとることとしている。

第12節 避難対策

【総務部・市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部】

原則として避難の必要はないが、特に危険が予測される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、特に必要な場合は、避難勧告を行い、安全な場所へ避難させる。

1 事前対策

【総務部】

(1) 危険が予測される地区の選定

市長は、市内の急傾斜地等の危険地域について関係機関と連絡を密にし、実情把握を行い、あらかじめ地区選定を行っておくものとする。

(2) 避難者収容施設の指定

市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共施設を避難所に指定しておく。

なお、指定にあたっては、次の点に留意する。

- ① 火災の危険度の低い場所に立地していること。
(木造建物密集地、危険物取扱(貯蔵)施設の周辺は避ける。)
- ② 耐震性、耐火性を有すること。
- ③ 窓ガラスの破損の危険性が少ない建物であること。
- ④ 落下物、転倒物がないよう落下、転倒防止策を講じておくこと。
- ⑤ 火災報知器、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。
- ⑥ 避難所の運営に必要な資器材(調理、給食、非常照明等)、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと。

(3) 周知、伝達方法

避難を必要とする市民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難勧告の際の伝達方法(防災行政無線、広報車等)及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

2 警戒宣言時における対応

【総務部・市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部】

(1) 避難勧告

市長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の市民に対し、上記1(3)に記した周知、伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難勧告を実施する。

(2) 避難所開設に伴う対応措置

- ① 市長は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都福祉保健局、東大和警察署、北多摩西部消防署及び多摩立川保健所等関係機関に連絡する。

都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S 端末)への入力により行う。

- ② 市長は、避難所の運営に必要な調理、給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急

医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊出しその他による食品の供給を行う。

- ③ 市長は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。

(3) 避難所等における市職員の配置

避難所を設置した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置する。

(4) 避難生活の維持・運営

- ① 前(3)で配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。
- ② 市長は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援等がある場合は、都福祉保健局・水道局等関係機関に要請又は連絡する。
- ③ 都の各機関は、市から不足品等についての連絡を受けたときは、迅速に市に供給する。

第13節 救援、救護対策 【市民部・福祉部・都水道局・各防災機関】

1 給水態勢 【都水道局】

都水道局は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の応急給水に備え、施設の保安点検強化、応急給水用資器材等の点検・整備等を行うとともに、応急給水活動の準備を行う。

2 食料等の配布態勢 【市民部】

(1) 職員の配置

市は、被災者の救助に必要な備蓄物資及び調達物資の輸送、配布を行うため、備蓄倉庫及び備蓄コンテナに職員を配置し、待機の態勢をとる。

(2) 運搬計画

- ① 市は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の態勢を要請する。
- ② 市は、調達困難な食品、副食品及び生活必需品を都に要請する場合に備え、物資集積地を準備するとともに、物資集積地に輸送された食料、物資を必要に応じて避難所に輸送する態勢をとる。

(3) 即時調達態勢の確保

市は、災害時の応援協定を締結している事業者の物資の在庫状況を把握するとともに、商工団体及び小売店等に、物資の供給態勢を整えるように依頼する。

3 医療救護態勢 【福祉部】

機 関 名	内 容
市 (福祉部)	① 市医師会へ医療救護班の編成準備要請 ② 市医師会へ患者等の受入体制確保の要請 ③ 看護師等の確保 ④ その他、医師会との連絡調整
東大和市 医師会	① 発災時に備え、医療救護班の編成を行い、出動準備体制をとる。 ② 患者等の受入体制の確保
東大和市 歯科医師会	発災時に備え、歯科医療救護班の編成を行い、出動準備体制をとる。
東大和市 薬剤師会	発災時に備え、薬剤師班の編成を行い、出動準備体制をとる。

4 輸送車両の確保

機関別の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
日本通運	要請に応じ、あらかじめ定められた連絡網を使用し、車両の調達準備をする。

5 自衛隊の災害派遣態勢

(1) 「警戒宣言」発令に伴う措置

東部方面隊は、「派遣準備命令」に基づき「地震防災派遣」準備及び「災害派遣」準備を実施して即応体制の確立を図る。

都内各駐屯地司令等は自衛隊の管理する施設等について地震防災応急措置を講じ、即応態勢を確立する。

(2) 派遣担当部隊

陸上自衛隊第1師団第1後方支援連隊輸送隊

(3) 災害派遣部隊の活動内容

項 目	内 容
救 出 ・ 救 護	① 倒壊家屋、崖崩れ等からの救出 ② 火災現場からの救出 ③ 倒壊・落下物等による負傷者に対する応急救護
避 難 の 援 助	① 火災・有毒ガスの発生、余震等に関する情報の収集・伝達 ② 避難者の誘導及び輸送 ③ 避難路の啓開
人 命 救 助	① 孤立者（家屋倒壊等）の救出 ② 行方不明者（崖崩れ等）の捜索・救出 ③ 傷病者等の応急救護 ④ 緊急患者等の輸送
二 次 災 害 の 拡 大 防 止	危険物除去（半壊建造物の倒壊作業を含む。）
民 生 支 援	① 給水・配水 ② 炊飯給食 ③ 入浴 ④ 被災者等の輸送 ⑤ 救援物資の輸送・配分 ⑥ 防疫活動
復 旧 支 援	① 倒壊・焼失地域の整理 ② 建設資器材・応急施設資材等の輸送
地震発生後の終始 を通ずる救援活動	① 道路の応急啓開 ② 関係地方機関等に対する支援

第6章 市民・事業所のとるべき措置

東海地震は、現時点においては、その発生を予知し得る唯一の地震とされている。そして、地震予知情報、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に、国、都、市をはじめとする各防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものである。

しかし、これらの機関の行う防災活動のみで被害軽減や社会的混乱防止を図ることには、限界がある。

市民・自主防災組織・事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政が連携をとることによって、初めて防災活動は総合力を発揮し得るものである。その意味から、市民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の2つの理念を、市民一人ひとりが理解したうえ、市民・自主防災組織・事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本章においては、市民、自主防災組織及び事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

【総務部】

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- (2) 消火器具等防災用品を準備しておく。
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
- (5) 水（1人1日分の最低必要量30）及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオ等非常用持出用品の準備をしておく。
- (6) 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ① 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法等をあらかじめ決めておく。
 - ② 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
- (7) 市、都、北多摩西部消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し防災に対する知識、行動力を高める。
- (8) 避難行動要支援者がいる家庭は、可能な限り事前に市の避難行動要支援者名簿等に登録しておく。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 家族で避難、連絡方法等行動予定を確認する。

- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の利用を自粛する。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う。
 - ① 市の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - ② 市・都・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - ③ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- (2) 火気の使用に注意する。
 - ① ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - ② ガスメーターガス栓の位置を確認する。（避難するときは、ガスメーターガス栓及び元栓を閉める。）
 - ③ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）
 - ④ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - ⑤ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (3) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- (4) テレビや家具類の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- (5) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張る等、人が近づかないような措置をとる。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ① 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - ② ベランダの植木鉢等を片付ける。
- (7) 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- (8) 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、非常持出品をすぐに持ち出せるよう取りまとめておく。
- (9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- (10) 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- (11) 自家用車の利用を自粛する。
 - ① 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - ② 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - ③ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
- (12) 幼児、児童の行動に注意する。
 - ① 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀等の付近に近づかないようにする。
 - ② 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。

- (14) エレベーターの使用は避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預・貯金の引出しを自粛する。
- (17) 買い急ぎをしない。

第2節 自主防災組織のとるべき措置

【総務部】

1 平常時

- (1) 東海地震の発生に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ① 市及び防災機関から出された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - ② 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難等各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- (7) 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 市等からの情報を地域内住民に伝達する。
- (2) 自主防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- (3) 地域内住民にとるべき措置（前節参照）を呼びかける。
- (4) 消防用ポンプを有する組織では、軽可搬消防ポンプ、燃料等の整備点検を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 高齢者や病人の安全に配慮する。
- (7) がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

4 その他

その他、自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとるべき措置

【総務部】

1 平常時

- (1) 事業所にあつては、消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画を作成
- (2) 従業員等に対する防災教育の実施
- (3) 自衛消防訓練の実施
- (4) 情報の収集・伝達体制の確立
- (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- (6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
- (3) 指示、案内等にあつては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、高齢者や障害者等の安全に留意する。
- (4) 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。
- (5) 火気使用施設、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止するとともに、特に市・都・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助、救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必

要な資器材を配備する。

- (11) 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。

ただし、近距離通勤者にあつては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。